

考えよう！大人になると
できること、気を付けること

18歳から 大人に！

4月1日から、成年年齢が18歳になりました。これからは、18歳から大人になります。成年になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになります。同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなり、責任が増える分、責任も生じるようになります。

保護がなくなったばかりの成人をターゲットにした悪質商法の増加が危惧されています。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約や買い物はしっかり考えてから行い、「だまされない消費者」になることが重要です。



**大人なので
取り消せません**

成人として扱われるため
未成年取り消しが
できなくなります

**大人なので
契約できます**

成人として契約を一人で
結ぶことができます
ようになります

新成人、こんなトラブルに気を付けよう！

ケース
1

スマホで楽に稼げる
副業のほずが…



「簡単に儲かる」という
話に気を付けて！

- 簡単に儲かると持ちかけて情報商材(ノウハウ情報)を売る手口です。
- 副業サイトを使ってだます相手を探している人もいます。
- 情報商材は、価値がない情報だったという相談も増えています。
- まず、安いものから始まり、次々に買わされることも。
- 返金保証があっても約束が守られないケースがほとんど。
- 一度払ったお金を取り戻すのは大変です。
- 契約前に冷静に考え、きっぱり断る勇氣を持とう。

あなたの
だまされやすさ度
チェック!

- 拝まれるようにお願いされると弱い
- 自信たっぷりと言われると納得してしまう
- マスコミで取り上げられた商品はすぐに試してみたくなる
- 人から頼まれると断れない
- 知らない人からの電話でも、どんな話か聞いてしまう
- 無料だったらいろいろ試してみたい
- 試着や試飲をして、つい買ってしまったことがある
- 「お買い得」「今だけ」と聞くと、つい買ってしまう

ひとつでも当てはまれば要注意!

ケース
2

お試し
脱毛エステ
のつもりが…



契約内容をよく確認
して慎重に検討を!

- お試しやカウンセリングでサロンに行き、施術中に高額なコース等を勧められ、断れずに契約してしまうことも。
- 腫れなどの肌トラブルや体調不良になったり、突然閉店になるトラブルも起きています。
- クーリング・オフ期間が過ぎた場合、中途解約できますが、解約手数料を請求されることが一般的です。
- 長期契約して受けるサービスなので、契約前に金額や期間などをよく確認して慎重に検討しましょう。

契約しても大丈夫？

クーリング・オフできる？

そんなときは **牛久市消費生活センター** に相談を

牛久市消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。「おかしいな？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。



どんなことが相談できるの？

消費生活に関することならなんでも相談できるよ！

たとえば…

- この契約をしても大丈夫かな？
- 買った商品でケガをしたけど、どこに相談したらいいかわからない！
- SNSで詐欺だって口コミがあるけど、自分も騙されちゃった？
- クーリング・オフの書き方がわからない！
- 相手の事業者が話し合いに応じてくれないけど、どうしたらいいの？
- ネット通販で1回だけの購入のつもりが毎月送られてくる。解約したい。
- 不審な請求書、メールが届いた。本物か。

消費生活センターに相談したら、どうなるの？

相談を聞いて解決のためのお手伝いをするよ！

- ◎助言…どうしたらよいかアドバイスする
- ◎あっせん…相手業者との間に入って話し合いをする
- ◎情報提供…正しい情報を伝える(別の窓口等への案内を含む)

FMラジオでも関連情報をお届けしています！



牛久市消費生活センター ☎830-8802

(商工観光課内) ※窓口でも受け付けています。

相談日/月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時

牛久市消費生活センター 🔍 検索 詳しくは市ホームページへ▶



FM-UUラジオ (85.4MHz)

消費生活センター情報 (15分間)

毎月第4水曜日午前11時15分～11時30分

再放送：同日午後6時15分～6時30分

こちらからも相談できます！

消費者ホットライン ☎188 (全国共通の電話番号)

お近くの市区町村や、都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します

※年末年始(12月29日～1月3日)を除き原則毎日利用できます。

※ナビダイヤルサービスを經由し、最寄りの消費生活相談窓口につながります。窓口につながった時点から、通話料金が発生します(相談は無料です)。

「18歳から大人」の方に知ってほしい情報や、契約の基本的な考え方、生活に関わるお金や金融の仕組みについて、下記ホームページをご覧ください。



▲消費者庁HP
「18歳から大人」
特設ページ



▲法務省HP
「生きるチカラ」
法教育



▲金融庁HP
「利用者の方へ」